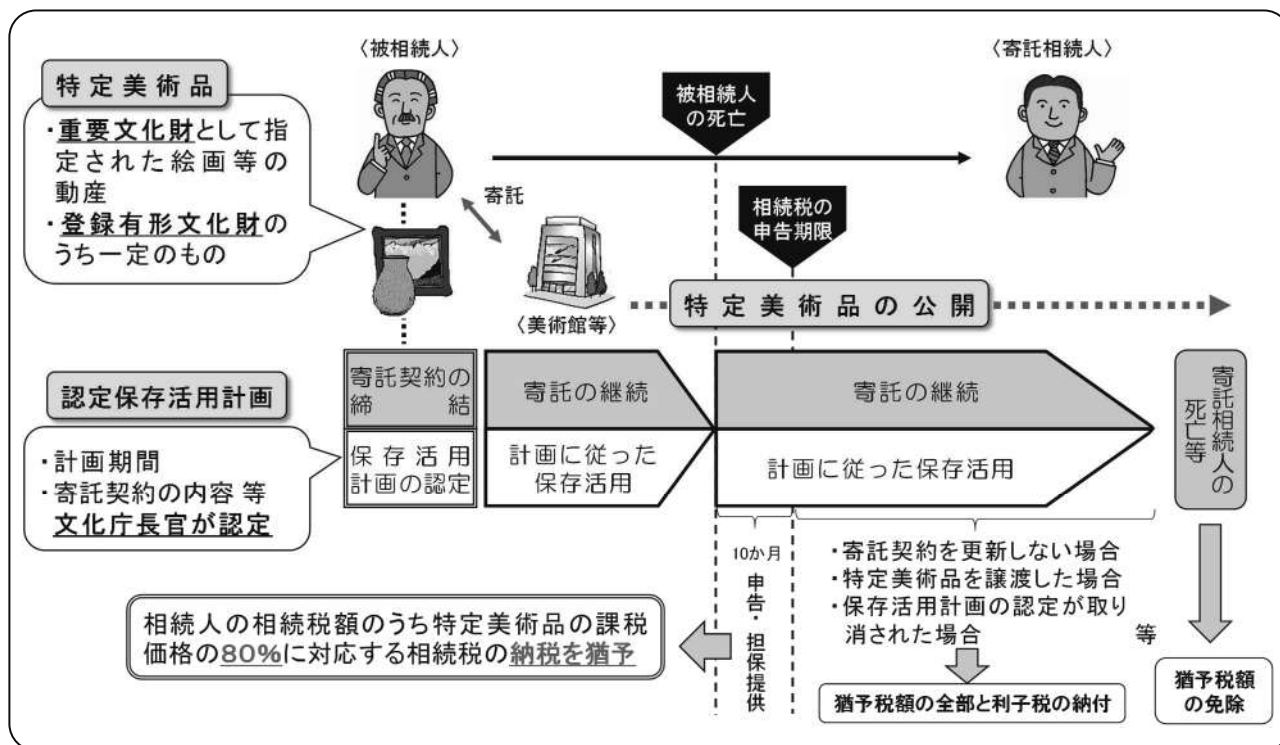


(12) 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（「申告書第8の5表、第8の5表の附表、第8の7表、第8の8表」92ページ参照）

特例の概要は、次の図のとおりです。



イ 特例のあらまし

寄託先美術館^(注1)の設置者と特定美術品^(注2)の寄託契約^(注3)を締結し、認定保存活用計画^(注4)に基づきその特定美術品をその寄託先美術館の設置者に寄託していた者（「被相続人」といいます。）から相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した一定の相続人（「寄託相続人」といいます。）が、その特定美術品の寄託先美術館の設置者への寄託を継続する場合には、その寄託相続人が納付すべき相続税の額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます（以下猶予される相続税額を「美術品納税猶予税額」といいます。）。

この美術品納税猶予税額は、次のいずれかに該当することとなった場合には免除されます。

③ 免除される場合

①	寄託相続人が死亡した場合
②	特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与した場合
③	特定美術品が災害 ^(注5) により滅失した場合

ただし、美術品納税猶予税額が免除されるまでに、特定美術品を譲渡するなど一定の事由が生じた場合には、美術品納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度のあらまし等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にも掲載されておりますので、是非ご覧ください。

【掲載場所】「ホーム＞刊行物等＞パンフレット・手引＞相続税・贈与税関係＞相続税・贈与税の特例のあらましなど＞美術品の納税猶予及び免除の特例」

(注) 1 「寄託先美術館」とは、博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設のうち、特定美術品の公開及び保管を行うものをいいます。

2 「特定美術品」とは、次ページのロ(ハ)に掲げる要件を満たす美術品をいいます。

3 「寄託契約」とは、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約で、契約期間、寄託先美術館において美術品を適切に公開する旨の定めその他一定の事項の記載があるものをいいます。

4 「認定保存活用計画」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定する認定重要文化財保存活用計画
- (2) 文化財保護法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する認定登録有形文化財保存活用計画
- 5 「災害」とは、震災、風水害、落雷、噴火その他これらに類する災害で、これらの災害により特定美術品が滅失した場合においてその特定美術品に付された保険に係る保険契約により保険金が支払われないこととされているものをいいます。したがって、保険が付されていない特定美術品については、前ページの③の免除の適用はありません。

ロ 特例を受けるための要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。

(イ) 被相続人の要件

被相続人は、相続開始の日において次の①から③までの要件に該当する人であること。

①	寄託先美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結していたこと
②	重要文化財保存活用計画又は登録有形文化財保存活用計画につき文化庁長官の認定を受けていること
③	②の認定保存活用計画に基づき特定美術品を①の寄託先美術館の設置者に寄託していたこと

(ロ) 寄託相続人の要件

寄託相続人は、相続税の申告書の提出期限において次の①及び②の要件に該当する人であること。

①	相続又は遺贈により特定美術品を取得したこと
②	特定美術品の寄託先美術館の設置者への寄託を継続すること

(ハ) 特定美術品の要件

この特例の対象となる特定美術品は、認定保存活用計画に記載された次の①又は②のいずれかに該当するものであること。

①	文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産
②	文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財（建造物を除きます。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの

(ニ) 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**相続税の申告書に一定の書類を添付**（^{注1}）して期限内に提出するとともに美術品納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**（特定美術品でなくても差し支えありません。）を**提供**（^{注2}）する必要があります。

（注）1 寄託相続人は、認定保存活用計画に関する手続として、重要文化財については計画の変更の認定申請を、登録有形文化財については新たな計画の認定申請を、文化庁長官に行うことが必要となります。

また、相続開始後8か月以内に特定美術品の価格評価の申請を文化庁長官に行うことが必要であり、その申請に係る特定美術品の価格の評価に関する「**評価価格通知書**」の写しは相続税の申告書に添付する必要があります。詳しくは文化庁の担当課までお問い合わせください。

2 特定美術品を担保として提供する場合には、その特定美術品に保険を付すとともに質権設定のための手続が必要となります。

(ホ) 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けている寄託相続人は、美術品納税猶予税額が免除されるまで又は美術品納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**相続税の申告期限の翌日から3年を経過するごとの日までに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特定美術品に関する事項を記載した届出書**（この届出書を「**継続届出書**」といいます。）に**一定の書類を添付して提出しなければなりません**。

なお、継続届出書の提出がない場合には、原則として、この特例の適用が打ち切られ、美術品納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(へ) 美術品納税猶予税額の納付

① 美術品納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている相続税額は、次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その相続税額の全部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で美術品納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

(主な場合)

a	寄託相続人が特定美術品を譲渡した場合（特定美術品をその寄託先美術館の設置者に贈与した場合を除きます。）
b	特定美術品が滅失（災害 ^(注1) による滅失を除きます。）をし、又は寄託先美術館において亡失し、若しくは盗み取られた場合
c	特定美術品に係る寄託契約の契約期間が終了した場合 ^(注2)
d	特定美術品に係る認定保存活用計画の認定が取り消された場合
e	特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から4か月を経過する日においてその認定保存活用計画に記載された特定美術品について新たな認定を受けていない場合
f	特定美術品について、重要文化財の指定が解除された場合又は登録有形文化財の登録が抹消された場合（災害 ^(注1) による滅失に基因して解除され、又は抹消された場合を除きます。）
g	寄託先美術館について、登録が取り消され、若しくは抹消された場合又は博物館に相当する施設としての指定が取り消された場合 ^(注2)

(注) 1 「災害」の意義については、イの(注) 5 と同様です（前ページ参照）。

2 c の場合で寄託契約の契約期間の終了が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくはその寄託契約の更新を行わない旨の申出によるものであるとき、又は g の場合において、寄託相続人が特定美術品を1年以内に新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたときは、一定の手続により、納税の猶予は継続されます。詳しくは税務署にお尋ねください。

② 利子税

上記①により納付する相続税については、相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の利子税特例基準割合^(注)が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数は切捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%）が適用されます。

(算式)

$$3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^{(注)}}{7.3\%}$$

(注) 「利子税特例基準割合」については、27ページの②の※を参照してください。